



美波町のPR よろしくお願ひします！

7月11日(土)、本年度の乙姫大使と浦島大使の委嘱式が行われ、乙姫大使には竹川歌織さん(西河内、写真左)と石本彩華さん(山河内、写真右)の2人が、浦島大使には中岡祥寛さん(西河内、写真中)が選ばれました。

初仕事として、うみがめまつりでの乙姫行列や子がめの放流などを行いました。今後、県内外での各種イベントなどで、美波町のPRをよろしくお願ひします。

人権擁護委員の就任について

人権擁護委員のうち日和佐地区の委員2名の任期が、9月30日をもって満了するため、次の方が議会で推薦され承認されました。

寶木正美氏(再任)
牧野和榮氏(新任)

ヘルスマイト

「阿波踊り体操教室」の日程変更について

7月から日和佐公民館2階談話室で始めている、阿波踊り体操教室を下記の日程に変更します。お気軽にご参加ください。

【日時】 毎月第1、第3水曜日
午後7時30分～8時30分

【問い合わせ先】ヘルスマイト事務局
由岐支所住民室 中崎 ☎77-1114

県立阿南テクノスクールでは、 10月入校の訓練生を募集します

■訓練科及び申込み、選考日程

校名	募集訓練科	定員	訓練期間
阿南校	OA処理科	15	6ヶ月
西部校	設備施工科	15	6ヶ月
申込期間		選考日時	
平成21年8月3日(月) ～9月4日(金)		平成21年9月18日(金) 10:00～	

■対象 離転職者等で、公共職業安定所から受講のあっせんを受けた人

■申込先 居住地を所管する公共職業安定所

【お問い合わせ先】

阿南テクノスクール ☎0884-26-0250
徳島県労働雇用政策課 ☎088-621-2345

住宅に住宅用防災警報器等が 必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅(一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分)に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。(消防法第9条の2)設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。



■義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

■設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

■住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

■設置しなければならない箇所

- 寝室(就寝の用途に供する居室)
- 寝室へ向かう階段の上端

■悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】

海部消防組合 総務課予防係 ☎72-0600
日和佐出張所予防係 ☎77-0999